

平成 29 年 4 月 20 日

国会議員各位

長野県保険医協会  
会長 鈴木 信光

平成 29 年度「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別  
徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」  
への個人番号記載の中止を求める要請書

総務省自治税務局による行政通達、平成 27 年 10 月 2 日付総税企第 95 号ほか「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」及び、平成 27 年 10 月 29 日付市町村税課発事務連絡「地方税法施行規則の一部改正等について」によれば、地方税当局が特別徴収義務者に送付する「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」第三号様式（以下、「通知書」とする）に、平成 29 年度分から個人番号記載欄が追加され、納税義務者の個人番号を記載して送付するよう指示されています。

そもそも、住民税の給与から天引きの手続（特別徴収）において、従業員のマイナンバーは必要ない上、この取り扱いには、①住民の「個人情報の自己コントロール権」を侵害する問題、②事業者である特別徴収義務者に負担を負わせる問題、③自治体の情報漏えいリスクを高める問題など重大な懸念があります。

法令上は個人番号の提供は義務ではないため、医療機関の中には諸事情から、職員から個人番号を取得できないケースもあります。しかし、このように市町村から一方的に通知されることにより、従業員の意に反した番号の提供を受け、事業所には管理責任が生じることとなります。

このため、本会では県内市町村に対して通知書に個人番号を記載しないこと、事業所から依頼があった場合にはマスクングなどの処置を行うことを求めてきました。しかし、本会の市町村調査ではほとんどの自治体が通知書に個人番号を記載することとし、通知方法も書留ではなく普通郵便といった情報漏洩対策をとらない自治体も散見されます。また、個別のマスクング処理についてはシステム上対応できないといった回答がほとんどです。こうした市町村の対応の背景には総務省が疑義解釈といった形で個人番号の記載を指示していることが要因となっています。

本会は、以下の事項について要望します

記

- 1、個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年総務省令第 91 号）第一条の第三号様式変更は撤回すること。
- 2、平成 29 年度からの「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）への個人番号の記載については、自治体の判断で記載しないことができることを通知すること。

以上